



上郡のマスコットキャラクター  
円心くんとエイトちゃん

さわやかに 歴史と未来の 出逢うまち

# ごごみ より

議会だより

No.78

平成23年(2011)  
8月15日発行

## 6月定例会

一般質問をインターネット配信	P.2
付託審査報告	P.3
千種川河川改修特別委員会	P.3
委員会報告	P.4
提出議案に対する表決	P.5
一般質問	P.6~10
変りゆくわが町	P.10
モニター決まる	P.11
上郡町議会が皆様へ 発信します	P.11

▶ 筒先を目標に向けて



▶ 消火器による実地訓練

## 赤松自衛消防隊 の訓練

# 一般質問を インターネット配信

定例会は、6月7日から14日まで（8日間）開催された。諸報告、8名の議員による一般質問に続き、報告4件、議案2件平成23年度一般会計補正予算案が上程され、すべて可決した。また、請願1件、陳情1件が各常任委員会に付託され、本会議で請願とその意見書は採択、陳情は継続審議となった。また、5月13日、臨時議会が開催された。専決処分5件、工事請負契約締結1件、特別委員会の名称変更1件が上程されすべて可決、承認された。

3月議会から始まったテレビ中継の録画を、インターネットでも視聴することができます。ようになりました。内容は一般質問だけで、映像は1年間保存されます。

アクセスの方法は、「上郡町」↓「上郡町議会」↓「議会議の映像」と進んで頂き、ご希望の月の議員名をクリックしますと配信が始まります。映像を見るためにはマイクロスフト社のメディアプレーヤー等が必要です。

当初はダウンロード方式を用いていたので利用環境によっては数分から十数分間の「待ち時間」が必要で、「映像を気軽に視聴」とは言えない状況でした。そこで、視聴方法の違い（光ケーブルや電話回線等）による「待ち時間」の違いを詳しく知るために、町民の一人に「待ち時間」の測定を呼びかけて頂きました。呼掛けに応えた別の方から、「待ち時間」の短いストリーミング方式の簡単な実施方法を教えて頂きました。この方法を用いた改良により、一般質問の映像ばかりでなく町の「GoGoかみごおり」の映像も、いまではほとんど待ち時間なくご覧頂くことが可能になっています。

一町民の知恵の提供により、多くの町民が利便性を享受できるように、ホームページを整備することができました。これが真の「協働」だと感謝しております。今後とも町民皆様のご協力をお願いします。

## 工事請負契約締結の件

1. 契約の目的 高田小学校耐震補強・改修工事
2. 契約金額 246,540,000円
3. 契約の相手方 宍粟市山崎町三津181番地 神名・八幡特別共同企業体  
代表者 株式会社神名工務店  
代表取締役 神名大典



一般質問の映像

## 予算の補正

### 5月臨時会

(単位：千円)

会計名	補正前	補正額	補正後	主な補正理由
平成23年度一般会計	6,810,000	4,529	6,814,529	東北大震災に対する被災者支援に要する経費の増
平成22年度一般会計	7,262,520	60,304	7,322,824	地方譲与税・地方交付税等の交付額確定に伴う補正増
平成22年度国民健康保険事業会計	1,792,622	159	1,792,781	財政調整基金の利子確定に伴う積立金の増

### 6月定例会

(単位：千円)

会計名	補正前	補正額	補正後	主な補正理由
一般会計	6,814,529	4,556	6,819,085	教育費における国庫補助金の増及び地元公民館建設補助等の増



# 付託審査報告

## 総務文教常任委員会

冤罪被害を無くすため取り調べの可視化を

「取り調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書」の提出を求める請願が出された。

当委員会は紹介議員、請願説明者の意見を聴取後慎重審議の結果、全委員の意見が一致せず多数決採決を行い、採択すべきと決した。

〔質疑応答〕

**問** 被疑者に権利を与えることから治安が悪くならないか。

**答** 世界中には可視化している国は多くあり、可視化したから治安が悪くなった国はない。

**問** 可視化するのどの期間か。

**答** 被疑者が逮捕されてから全期間。

**問** 被疑者のプライバシーは保たれるか。

**答** 被疑者自身が希望す

れば録画をしない権利を与え、弁護士が同意すれば録画しないことにする。

**問** 可視化の録画の漏洩防止はどうか。

**答** 情報管理を厳しくしたり、接続やコピーができないようにハード面で工夫することが考えられる。

〔意見〕

- ・オール可視化ではなく、ケース・バイ・ケースがよい。
- ・弁護士の接見を含めた、全過程の可視化が必要である。

## 東日本大震災被災者の負担軽減を

標記の目的で地方税法の一部が改正され、被災者の個人住民税控除の特例措置のための条例の改正。改正すべきと全委員の意見が一致した。

## 民生建設常任委員会

### 揚水施設の管理の公平化を

「災害復旧等関連緊急事業により建設される赤松地区のポンプ揚水施設の管理の公平

化」を求める陳情書が出された。

建設課に対し、陳情書が提出された背景や地元水利関係者等が固定堰に替わりポンプ揚水施設を選定した理由、経緯について説明を求めた。

〔意見〕

- ・それぞれの自治会内で再度話し合う必要があるのではないか。
- ・町民からの陳情は尊重しなければならない。
- ・地元自治会長が町・県の回答内容を納得していることを考慮すると、当陳情は不採択とすべきではないか。
- ・耕作者の立場や地元住民の立場を十分に加味して結論を出す必要がある。

当委員会は、慎重審議を経て採決を行った結果、不採択と継続審査が同数となり、委員長裁決で継続審査にすべきと決した。

## 千種川河川改修特別委員会

5月30日、千種川床上浸水対策特別緊急事業の説明を受けた。

〔質疑応答〕

**問** 「風の公園」の復旧は。

**答** 駐車場への入口を国道から県道に切り替える変更はあるが、原形復旧する。

**問** 役場前の水位観測所は。

**答** 河川改修後は隈見橋上流に移す。

**問** 「県道西新宿上郡線の落岩付近の道路高は。

**答** 現況道路高より1m高くなる。

**問** 工事が集中することにより、交通面でも不便が生じる。

**答** 光都土木事務所と全施工業者間で行う安全対策協議会で協議中。町からも安全対策の徹底を土木事務所に申し入れたい。

千種川災害復旧等関連緊急事業の計画などについて説明を受けた。

河床掘削等による180万<sup>3</sup>mの残土は楠地内の清谷、ヤナ谷に処分場を確保する計画である。

〔質疑応答〕

**問** 住宅の移転軒数は。

**答** 河野原で7軒、横山で1軒の計8軒。

**問** 用地買収の面積は全体で25ha。平成23年度は21haとあるがその差は。

**答** 4haは既に買収済み。



▲ 河川改修（大持井堰）

# 委員会報告

5月27日に総務文教常任委員会が、5月25日に民生建設常任委員会がそれぞれ開催され、新年度における各課の組織体制と事業概要が報告された。

## 総務文教常任委員会

### 地域公共交通の実施に向けて

3月に発表された連携計画に基づく運行のための住民説明会の開催、利用者のニーズを把握するための協議組織（乗合タクシー利用促進委員会、コミュニティ・バス利用促進委員会）の立ち上げの予定等が報告された。

#### 〔質疑応答〕

**問** 複雑な制度だ、全町でコミュニティ・バスがよい。なぜ同じ方式にできなかったか。

**答** 地区懇談会での住民意見等を踏まえ法定協議会で協議し、コミュニティ・バスと乗合タクシーに決定した。

#### 〔意見〕

・乗継ぎチケットや回数券の発行等利便性を高める工夫を。  
・予約の締切時刻を弾力的に

すべきだ（締切時刻を午前と午後に分けて）。

・コミュニティ・バスの路線申請は運行業者の既得権になり、実証運行が終わり見直す際の障害になる恐れがある。

### 廃校予定の学校・幼稚園の跡地利用は

町立教育施設跡地利用のための内部委員会を組織すること、検討のスケジュールが報告された。基本方針は来年3月頃公表の予定。

#### 〔質疑応答〕

**問** 船坂幼稚園は県民交流広場事業で活用しているが、対象になるのか。

**答** 活用しているところはその状態を続ける。

### 第5次行政改革大綱を策定へ

行財政組織等審議会と新しい内部組織を設置する。大綱と集中改革プランの原案作成

が8～9月、パブリックコメント募集を経て12月には両者の策定を行う。

#### 〔質疑応答〕

**問** 審議会委員の選任や任期について疑問がある。

**答** 条例に基づき決めてきたが「きっちり幕引きがされていない」との指摘があった。任期もはっきり伝える。

**問** 委員の選任には当て職があるのか。

**答** 議会でも指摘があり、町長・副町長と協議し変えていきたい。

### 学校給食に向け動き出す

給食センター建設候補地選定内部委員会による候補地選定後、今年度中に実施設計に着手。

#### 〔質疑応答〕

**問** 中学校はなぜデリバリー方式か。

**答** 男女の違いや部活動の内容等により、食べる量の差が大きいため。

### 小学校、幼稚園の耐震化さら

に進む  
高田小学校の耐震化は今夏

中に実施され、高田幼稚園の耐震化は今年度中に実施設計が行なわれる予定。

## 民生建設常任委員会

### 新しい観光案内所を建設

#### 〔意見〕

・観光案内所の看板は見やすい所に設置してほしい。  
・観光案内所の駐車場は適正に管理してほしい。

### 上郡霊園の使用微増

22年度は10区画増。305区画のうち受付区画は204区画。墓碑工事完了数は105基。

#### 〔質疑応答〕

**問** 今年度、霊園使用に係る問い合わせはあったのか。

**答** パンフレットの請求が1件あった。

#### 〔意見〕

テクノ在住の住民に対してPRをしてはどうか。

### 町ぐるみ健診がさらに充実

特定基本健診・がん検診は6月9日から7月19日の間、婦人がん検診は9月6日から

9月30日の間実施。本年度、新たに尿酸、クレアチニン（腎機能検査）を特定基本健診に追加。

### 子育て支援を充実

ファミリー・サポート・センター事業を開始。

#### 〔質疑応答〕

**問** 提供会員（育児の援助を行いたい会員）は公表しないのか。

**答** 公表していないが、申込み時に依頼会員のニーズに合った提供会員を紹介し、事務局も含め三者で事前打ち合わせを行っている。

### 鞍居診療所の利用者増える

・受診者数1日当り46人  
・1ヶ月当り972人

平成19年度再開後、21年度は約500万円の黒字となり、更に収入増になったため一般会計・事業会計からの繰入や基金の取り崩しを行うことなく経営は安定し、22年度は約1000万円の黒字見込。



# 提出議案に対する表決

議会としての意志を示すために議長の要求により、出席議員が議案に賛成または反対の意志を表明することを「表決」という。表決には3種類の方法がある。

1. 起立による表決：原則的な方法である。起立しない者の中には、反対者、態度保留者、棄権者等も含まれるが、その理由にかかわらず反対と見なされる。
2. 投票による表決：表決をより正確にし、議員の自由な意思表示を保証することを目的とする。無記名投票と記名投票がある。
3. 簡易表決：議長が問題について異議の有無を会議に諮り、異議が無いと認めるときに直に可決を宣告する方法。

「議員必携」 全国市町村議長会編、(平成19年)による

案 件 (*印は各常任委員会に付託された案件)		井口まさのり	橋本 正行	大政 正明	藤本ゆうき	阿部 昭	赤松 初夫	小寺 政広	沖 正治	田 重幸	村 昇	工藤 崇
<b>6月定例会</b>												
起立による表決												
1	職員の互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例制定*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	上郡町税条例の一部を改正する条例制定*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	平成23年度一般会計補正予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	「取調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書の提出」を求める請願*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
簡易表決による可決・承認 (4 議案)												
①兵庫県町土地開発公社の業務報告、②平成22年度上郡町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告、③平成22年度上郡町特別会計農業集落排水事業繰越明許費繰越計算書の報告、④平成22年度上郡町特別会計公共下水道事業繰越明許費繰越計算書の報告												
<b>5月臨時会</b>												
起立による表決												
1	工事請負契約締結 (高田小学校耐震補強・改修工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	特別委員会の名称変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
簡易表決による可決・承認 (5 議案)												
①上郡町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定、②上郡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定、③平成22年度一般会計補正予算、④平成22年度特別会計国民健康保険事業補正予算、⑤平成23年度一般会計補正予算 (以上5議案は専決処分されたもの)												
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ( 専決処分とは議会の権限に属する項目につき、町長が議会に代わり意志決定を行なうこと。地方自治法第179条で規定された場合につき許される。町長は専決処分後の最初の本会議で報告をし、承認を求めなければならない。 )                 </div>												

○印は採決でその議員が起立したことを示し、「欠」は採決に参加しなかったことを示す

▶ テープカット (観光案内所)



上郡町乗合タクシー  
出発式・上郡駅前広  
場完成及び観光案内  
所竣工式行われる



▶ 乗合タクシー出発ノ

ここが  
知りたい!  
一般質問

6月7日から9日までの3日間、8人の議員が一般質問に登壇しました。主な質問の内容、町長等の答弁の要旨は次のとおりです。

- 1番 藤本ゆうき 議員  
町長の政治姿勢を問う ……p. 6
- 2番 工藤 崇 議員  
急げ『給食、防災、公共交通』を ……p. 7
- 3番 小寺政広 議員  
地元負担の軽減を ……p. 7
- 4番 阿部 昭 議員  
上郡町ホテル保護条例の制定を ……p. 8
- 5番 井口まさのり 議員  
人口減の対策は考えているのか ……p. 8
- 6番 赤松初夫 議員  
委員の選任に改善を ……p. 9
- 7番 大政正明 議員  
起債増加をどう凌ぐか ……p. 9
- 8番 沖 正治 議員  
改革を続行せよ ……p.10

特別委員会の名称変更

5月13日の臨時会で、「千種川床上浸水対策特別緊急事業特別委員会」の名称が、「千種川河川改修特別委員会」に改められた。理由は、千種川床上浸水対策特別緊急事業に加え、上流部分で新規に始まった災害復旧等関連緊急事業も一体的に審議するため。

被災者支援のための  
上郡町の対応

住宅の提供

東日本大震災の被災者のために、当町が提供することができると報告があった。

- ・提供施設  
ハイツカメリア  
(3戸)
- ・老人福祉センター  
入居状況  
(H23・6現在) 無し

町長の政治姿勢を問う

主体性を持ち毅然かつ温かく対応

**問** 自治体のトップリーダーである町長は、町民に夢と希望を与える旗振り役であらねばならない。町長は、日々どれほどの意気込みと緊張感を持って職務に取り組んでいる



藤本ゆうき 議員

のかを尋ねる。

**町長** 町としての主体性を重んじながら、毅然とした姿勢でかつ温かく対応していきたい。

**問** これまでの議会での町長の言動は、言葉の重みをどう捉えているのか疑問に感じる。

3月議会での「私は能天気なところがある」、「東北関東へ国家予算がいく前に町の大事

業をやっておきたい」とは、どういう意味の発言か。

**町長** 執行責任者の義務として、予算要求したものは的確にやりいという思いからの発言だった。不謹慎、不適切な部分については陳謝したい。これからは、きちんと整理した中で話をしようと思う。

防災問題について

**問** 東日本大震災を尊い教訓として災害に強い上郡町を目指すとともに、平成23年度予

算も含めて防災対策を抜本的に見直す必要があると思う。

町長は、大震災を目的の当たりとして防災対策の視点、考え方が変わったか。

**町長** 当町は浸水、土砂災害の確率が高い地域であることは認識している。国、県が見直すであろう指針等に準じて町としての防災対策を見直していく。



防災訓練



## 急げ『給食、防災、公共交通』を

「給食」は将来の町民の為に必要

**問** 「給食」で「医食同源」の効果を。

**町長** 上郡町の国保医療費は他の市町に比べて非常に高い。上郡町は、気候も水も空気もよく住みよい町なのに、なぜ



工藤 崇 議員

これだけ病人が多いのか考え続けてきた。私見であるが、その原因は「給食」や「食育」にあるのではないかと考えている。「給食」「食育」を実施するなかで「病人を減らす効果が出れば」と期待する。進捗状況は、給食センターの候補地を夏ごろまでに決め、その後センター建設や学校の受け入れ施設の整備をする。平

成25年9月には子供たちの前に給食が並ぶようにしたい。「給食」はぜひやりたい。

防災は「逃げ」でなく「戦い」

**問** 東日本の「被災者に心を寄せる」とともに「上郡町の防災対策の充実」を。

**町長** 募金、物資提供、職員派遣などの復興支援を県と連携してできる限り継続したい。また、その状況を上郡町ホームページに掲載する。



▲ 上郡町の防災訓練

また上郡町では、「防災リーダー研修」で赤松自治会の取組みを発表するなどの、自主防災組織の育成に取り組んでいる。自治会内では町に対して防災マップやアドバイスを要請するなど主体的な取り組みが見える。また自主防災の能力アップには、女性や中学・高校生などの力も必要である。そういうことも視野に入れて対応する。

## 地元負担の軽減を

国・県の事業にして軽減を図る

**問** ため池の保全管理の実態はどうなっているか。

**産業振興課長** 町内の機能不全ため池は、鞍居地区8、赤松、船坂地区それぞれ1ずつで計10箇所。このうち漏水が



小寺政広 議員

確認されているため池が8箇所ある。防災上問題があると思われる池を水防計画のなかに15箇所指定している。ため池は地元の財産である。通常の維持管理は水利権者に課せられ、自治会等が点検管理を行っている。町は県職員と一緒に指導・助言をしている。

**問** ため池の保全管理は、多

大な労力と費用がかかる。その負担は大きくなっており、改修費用は地元60%、町40%である。この負担割合はぜひとも見直すべきだ。

**産業振興課長** 可能な限り国・県の補助事業（国55%、県28%、町・地元17%）にして、地元負担の軽減を図っていきたい。

共同管理体制に移行を

**問** 特に危険なため池は、防災面から地元と町の共同管理

体制に移行すべきだ。

**町長** 責任問題もあり、どうしていくのかを考えたい。

行政処置の強化を

**問** 市原、高山地区の土砂災害危険箇所における山林開発の規制と行政処置の強化を。

**産業振興課長** 高山は伐採届けどおりに施業できていないので、届けの変更と過剰伐採に対して植林の指導をした。市原は、県民局と情報を共有しながら現状を見守っている。



▶ ため池調査（鳳宮池、皆坂）